

第1章

高知県教育振興基本計画 重点プランの概要

| | |
|------------------------------|---|
| 1. 高知県教育振興基本計画 重点プランとは | 3 |
| 2. 計画期間 | 3 |
| 3. 目標 | 3 |
| 4. 重点プランの方針と3つの柱 | 4 |
| 4-1) 重点プランの方針 | |
| 4-2) 3つの柱 | |
| 5. 重点プランの施策体系 | 5 |
| 6. 個別事業一覧 | 7 |

1. 高知県教育振興基本計画重点プランとは

高知県教育振興基本計画の中で重点的に取り組む計画として位置付けて実施

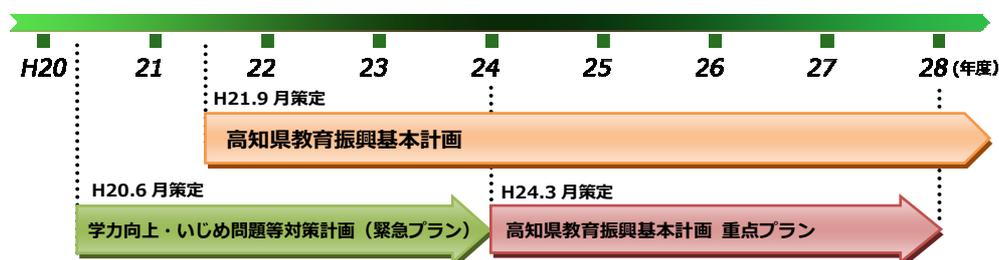
「高知県教育振興基本計画 重点プラン」は、本県の実情に応じ、また特性や強みを生かした教育を振興していくための総合的かつ体系的な計画である「高知県教育振興基本計画」(平成 21 年 9 月策定)において、特に重点的に取り組むべき具体的な施策等を取りまとめたものです。

2. 計画期間

平成 24 年度～27 年度の 4 年間

重点プランの計画期間は次の理由により、平成 24 年度～27 年度の 4 年間としました。

- ・ 施策の推進状況や目標の達成状況を測るには一定の期間が必要
- ・ 県教育長の任期と同一とすることで教育行政との関係を明確化



3. 目標

教育の現状の改善とさらなるステップアップを目指し、次の目標を設定

| | |
|----------|---|
| 知 | 小学校の学力は全国上位に、中学校の学力は全国平均まで引き上げる ▶ 全国学力・学習状況調査において 小学校：全国平均を 3 ポイント以上上回る 中学校：全国平均まで引き上げる |
| 徳 | 児童生徒の自尊感情を育むとともに、社会性、規範意識を高める ▶ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において、不登校、暴力行為、中途退学の状況を全国平均まで改善する ▶ 全国学力・学習状況調査の質問紙調査 3 項目において、平成 22 年度の本県調査結果を 5 ポイント以上上回る* |
| 体 | 小・中学校の体力、運動能力を全国平均まで引き上げる ▶ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小・中学校ともに「体力合計点」を全国平均まで引き上げる |

「学力向上・いじめ問題等対策計画(以下、緊急プラン)」で、平成 20 年度から 4 年間、児童生徒の学力や体力、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題について、「まずは全国水準にまで改善する」ことを目標に取り組んできたことにより、当初の厳しい状況は着実に改善していますが、一部を除き依然として全国水準を下回る状況が続いており、進めてきた教育改革は道半ばといえます。

子どもたちの将来に向け基盤となる力を確実に身に付けさせるとともに、こうした現状の改善とさらなるステップアップを図る観点から、これまでの目標を見直すこととし、4 年後の目指すべき姿として上記の目標を設定しました。

※全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙の 3 項目「自分にはよいところがある」、「将来の夢や目標を持っている」、「近所の人と会ったときはあいさつをしている」について、児童生徒の肯定的な回答の割合を、平成 22 年度の結果と比較して 5 ポイント以上増加させることを目指しています。

4. 重点プランの方針と3つの柱

効果的な取組の継続・徹底を図るとともに、「問題解決型」の施策を充実させ、課題の抜本的な解決を図る

重点プランで掲げた目標を達成するためには、緊急プランで進めてきた効果的な取組の継続・徹底を図る必要があります。また、緊急プランでは、厳しい課題に対し緊急に対応する取組が中心でしたが、一定の改善傾向が見えた今、課題の抜本的な解決につながる、いわば「問題解決型」の施策についても一層充実させていく必要があります。

こうしたことから、重点プランでは以下の方針とそれに基づく3つの柱を定めることとしました。

4-1) 重点プランの方針

▶ 「学校の力」を高め、保育・教育の質を向上させる

緊急プランの取組によって、全体的な底上げは一定進みましたが、各地域、学校等*にはそれぞれ異なる課題があります。今後、各学校等がそうした課題に対応し目標を実現するためには、教職員一人一人の力はもとより、組織力の向上を図るなど、「力のある学校づくり」を推進し、保育・教育の質を高めていく必要があります。

※学校等：保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

▶ 「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育を推進する

緊急プランでは、子どもたちの自尊感情を高めることや、感性を育むこと、規範意識を育てることなどを目的に、「心を耕す教育」を推進してきました。今後は、子どもたちの「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進にも一層力を入れていきます。

▶ 就学前から高等学校までの「学び」をつなぐとともに、関係者間の強固な連携・協働の仕組みをつくる

» 「縦」のつながり～校種間の連携

これまでの取組によって、各校種の中では改革が進み、確実な変化が生まれていますが、校種間の接続部分では、円滑な接続ができていないことに起因する小1プロブレムや中1ギャップと呼ばれる課題が本県でも見られます。また、就学前から高等学校卒業まで、一人一人の子どもたちの成長をしっかりと見据え、発達段階に応じて必要な力を着実に身に付けさせていくことが重要であり、そのためにも校種間の連携を強化していくことが必要です。

» 「横」のつながり～関係者間の連携・協働

関係者間の連携・協働は、取組の実行性を高めるうえで不可欠なものであり、これまでも重視してきたところです。今後も関係者間で課題や取組の方針を共有し、連携・協働していくうえで、それを具体化するための仕組みをより多くつくり、充実させていくことが必要です。

4-2) 3つの柱

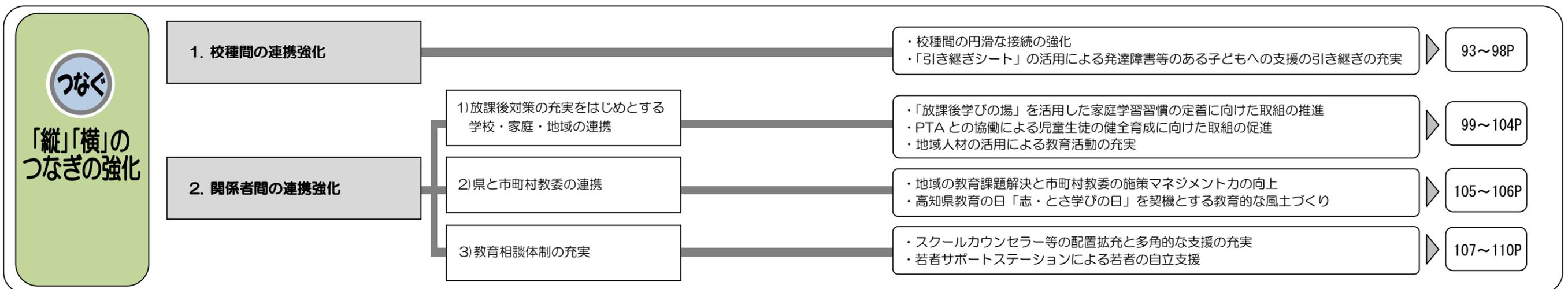
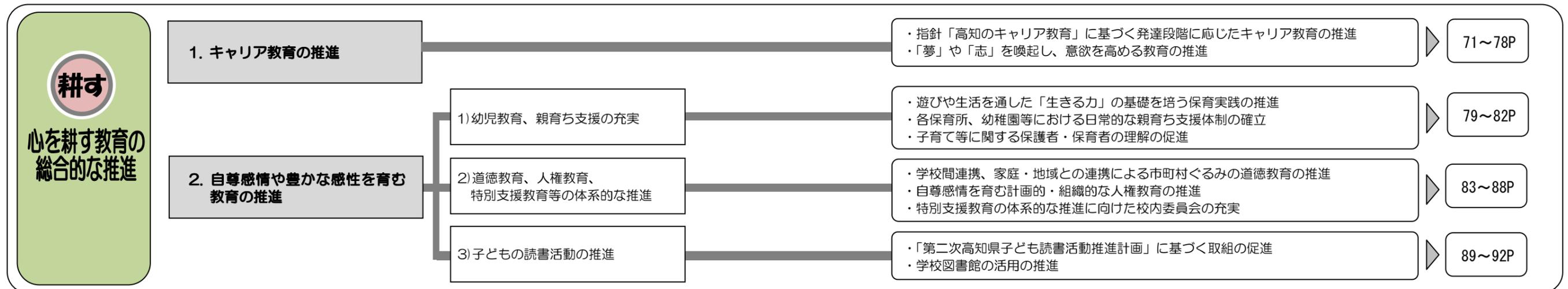
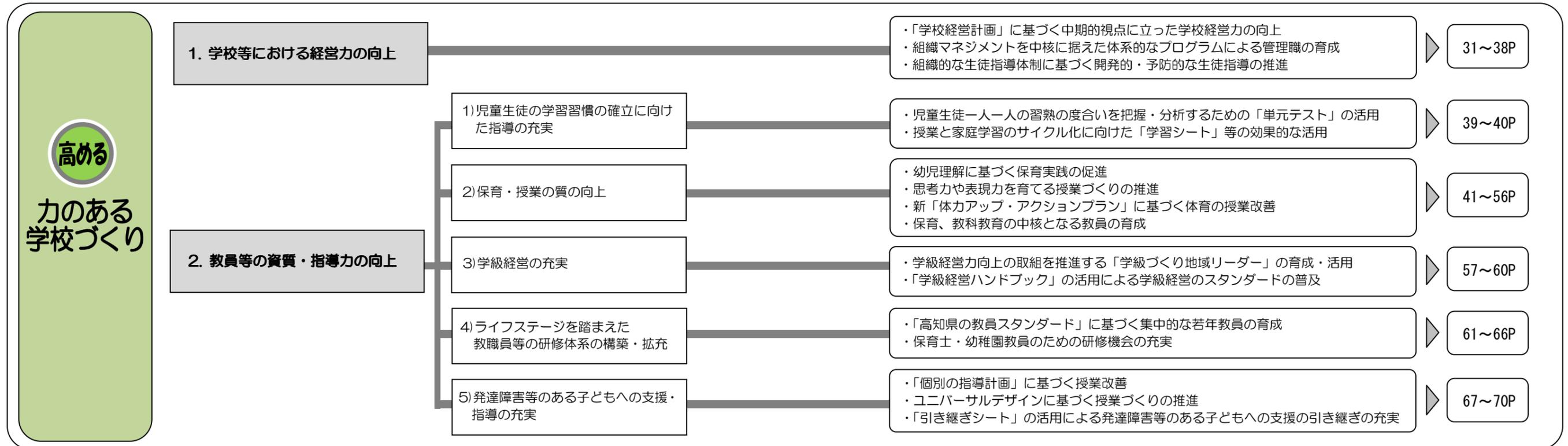
下図のとおり、重点プランの方針に対応する3つの柱を定めることとしました。



5. 重点プランの施策体系

主な取組

個別事業
掲載ページ



6. 個別事業一覧 (H26年度～)

| 施策体系 | | No. | 新規等 | 事業名称 | 課 | 掲載P | |
|----------------|----------------------|--------------------------------|-----------------|--------------------------|--------------------------|-----------------|-------|
| 力のある学校づくり | 1 学校等における経営力の向上 | 1 | 新 | 学力向上のための学校経営力向上支援事業 | 小中 | 31 | |
| | | 2 | | 管理職育成プログラム | 教セ | 33 | |
| | | 3 | | 学校コンサルチーム派遣事業 | 教セ | 33 | |
| | | 4 | | 生徒指導主事等育成事業 | 人権 | 35 | |
| | | 5 | 新 | 夢・志を育む「開発的な生徒指導」推進事業 | 人権 | 35 | |
| | | 6 | | 学校サポート事業 | 教政 | 37 | |
| | | 7 | | 学校経営診断による学校経営の改善に関する研究事業 | 高等 | 37 | |
| | 2 教員等の資質・指導力の向上 | 1) 児童生徒の学習習慣の確立に向けた指導の充実 | 別 | | 学習習慣の確立に向けた学習シート等の効果的な活用 | 小中 | 39 |
| | | | 8 | | ことばの力育成プロジェクト事業 | 小中 | 41 |
| | | 2) 保育・授業の質の向上 | 9 | 新 | 算数・数学学力向上実践事業 | 小中・教セ | 43 |
| | | | 10 | 新 | 外国語教育推進プラン実践事業 | 小中・教セ | 45 |
| | | | 11 | | 理科教育推進プロジェクト | 小中 | 47 |
| | | | 12 | | 教科研究センター強化事業 | 教セ | 49 |
| | | | 13 | 新 | 小中学校教育課程研修 | 教セ | 51 |
| | | | 14 | | 中山間地域小規模・複式教育研究指定事業 | 小中 | 51 |
| | | | 15 | | 地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業 | スポ | 53 |
| | | | 16 | | 幼児期の身体活動推進事業 | スポ | 55 |
| | | | 17 | | 園内研修支援事業 | 幼保 | 55・79 |
| | | | 3) 学級経営の充実 | 18 | 新 | 学級づくりリーダー活用推進事業 | 心セ |
| | | 19 | | | 学級経営推進事業 | 人権 | 59 |
| | | 4) ライフステージを踏まえた教職員等の研修体系の構築・拡充 | 20 | | 教員の資質・指導力の向上のための人材育成の在り方 | 教セ | 61 |
| | | | 21 | | 若年教員育成プログラム | 教セ | 63 |
| | | | 22 | | 校内研修を活性化させるためのリーダー育成研修 | 教セ | 65 |
| | | | 23 | | 出張保育セミナー | 教セ | 65 |
| | | 5) 発達障害等のある子どもへの支援・指導の充実 | 24 | | 特別支援教育を柱に据えた事業 | 特支 | 67・97 |
| | | | 25 | | 発達障害等指導者実践講座 | 教セ | 67 |
| 26 | | | 重点ポイント推進事業 | 教政 | 69 | | |
| 心を耕す教育の総合的な推進 | 1 キャリア教育の推進 | 27 | | 小中学校キャリア教育推進事業 | 小中 | 71 | |
| | | 28 | | 高等学校 生徒パワーアップ事業 | 高等 | 73 | |
| | | 29 | | 高等学校 学校パワーアップ事業 | 高等 | 73 | |
| | | 30 | 組新 | 高校生の志を応援する事業 | 高等 | 75 | |
| | | 31 | 新 | 中途退学減少プロジェクト | 高等 | 77 | |
| | | 32 | 新 | 社会人基礎力育成プログラム開発 | 高等 | 77 | |
| | | 33 | | トップアスリート派遣事業 | スポ | 77 | |
| | 2 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進 | 1) 幼児教育、親育ち支援の充実 | 再 | | 園内研修支援事業 | 幼保 | 55・79 |
| | | | 34 | | 親育ち支援啓発事業 | 幼保 | 79 |
| | | | 35 | | 親育ち支援保育者育成事業 | 幼保 | 81 |
| | | | 36 | | 親育ち支援保育者フォローアップ事業 | 幼保 | 81 |
| | | | 37 | | 保護者の一日保育者体験推進事業 | 幼保 | 81 |
| | | 2) 道徳教育、人権教育、特別支援教育等の体系的な推進 | 38 | | 道徳教育充実プラン | 小中 | 83 |
| | | | 39 | | 人権教育推進事業 | 人権 | 85 |
| | | | 40 | 新 | いじめ防止子どもサミット | 人権 | 85 |
| | | | 41 | | 特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践事業 | 特支 | 87 |
| | | | 42 | | 特別支援教育の校内支援体制の充実 | 特支 | 87 |
| | | 3) 子どもの読書活動の推進 | 43 | | 高等学校学校図書館教育推進事業 | 高等 | 89 |
| | | | 44 | | 子どもの読書活動総合推進事業 | 生涯 | 91 |
| 「縦」「横」のつながりの強化 | 1 校種間の連携強化 | 45 | | 保幼小連携推進支援事業 | 幼保 | 93 | |
| | | 46 | | 青少年教育施設振興事業 | 生涯 | 93 | |
| | | 47 | | 保幼小連携「スマイルサポート」事業 | 幼保 | 95 | |
| | | 再 | | 特別支援教育を柱に据えた事業 | 特支 | 67・97 | |
| | 2 関係者間の連携強化 | 1) 放課後対策の充実をはじめとする学校・家庭・地域の連携 | 48 | | 放課後子どもプラン推進事業 | 生涯 | 99 |
| | | | 49 | | 学校支援地域本部事業 | 生涯 | 99 |
| | | | 50 | | PTA・教育行政研修会 | 生涯 | 101 |
| | | | 51 | | 運動部活動指導の工夫・改善支援事業 | スポ | 101 |
| | | | 52 | | 親子で考えるネットマナーアップ事業 | 人権 | 103 |
| | | 2) 県と市町村教委の連携 | 53 | | 教育版「地域アクションプラン」推進事業 | 教政 | 105 |
| | | | 54 | | 教育の日推進事業 | 教政 | 105 |
| | | 3) 教育相談体制の充実 | 55 | | 教育相談充実事業 | 人権 | 107 |
| 56 | | | 若者の学びなおしと自立支援事業 | 生涯 | 109 | | |

※「No.」「新規等」列の漢字表記について⇒別：学習習慣の確立に向けた取組を抽出し別掲 再：再掲 新：H26年度新規 組新：H26年度組替新規